

「オンライン販路開拓ウェブサイト」構築及び運用業務委託
仕様書

公益財団法人東京都中小企業振興公社
事業戦略部 経営戦略課

1 件名

「オンライン販路開拓ウェブサイト」構築及び運用業務委託

2 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自粛などにより、経営基盤がぜい弱な都内中小企業は深刻なダメージを受けている。中小企業の経営安定化に資するため、オンラインを活用した販路開拓などDX化を支援する。

3 受発注創出事業ウェブサイト構築方針

- (1) オンラインによる販路開拓に必要な基本情報を分かりやすく整理し発信する。
- (2) オンラインによる販路開拓に対する関心や導入意欲を高めるコンテンツを制作し発信する。
- (3) 本サイトの新規訪問者数を増やし、かつリピート訪問を促進できるサイトデザインやユーザビリティを実現する。
- (4) CMS (WordPress) を活用し、HTML 等の知識が少なくても更新作業が可能なツールを活用する。

4 委託業務内容

(1) WEBサイトの企画・設計

①業務内容

- (ア) 企画会議及び編集会議の運営
- (イ) 業務実施内容及び作業工程を示した業務計画書の作成
- (ウ) WEBサイトの設計

②留意事項

- (ア) WEBサイトの全体構成・デザイン等を議論するため、公社において企画会議を適宜開催すること。(月2回程度)
- (イ) WEBサイトへの具体的な掲載内容等を議論するため、公社において編集会議を適宜開催すること。(月2回程度)
- (ウ) WEBサイトの設計やデザインは、グッドデザイン賞又はWEBサイトのデザインアワードの受賞経験がある者が行うこと。

(2) WEBサイトの作成

①業務内容

- (ア) サイト構築に関する企画ディレクション
- (イ) サイト全体構成及びデザインの作成
- (ウ) テンプレートの作成
- (エ) HTMLコーディング

- (オ) マルチデバイスへの対応
- (カ) CMS (Contents Management System) の構築
- (キ) 新規ドメイン取得

②留意事項

(ア) サイト構成

別紙1「WEB サイト構成案」(62 ページ以上) に沿ったWEBサイトを、受託者と公社が協議の上構築すること。

(イ) デザイン

サイト閲覧を誘引する工夫を盛り込み、販路開拓のためのオンライン導入促進に資するデザインとすること。

- (ウ) サイト全体のデザインについては、全体構成、掲載項目の整理、閲覧者のユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識した上で制作すること。

※参考サイト：生産性向上のための IoT・AI・ロボットの導入支援事業

(<https://iot-robot.jp/>)

- (エ) サイト全体として標準化・統一化されたページデザインであること。

(i) コーディング

- ・コーディングについては、第三者がメンテナンスしやすいコーディング方法によるサイト作成を行うこと。
- ・SEO対策として、検索エンジンに正しくインデックスされる状態となること。

(ii) マルチデバイス対応

- ・PC及びタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用を考慮すること。ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

(iii) CMS構築

- ・本WEBサイト構築後の運用については公社内部での運用を想定しているため、公社の担当者が容易にコンテンツの作成や修正ができるようなCMSを構築すること。

(iv) その他

- ・WEBサイトのテキスト及び写真、動画等の一切の情報については、受託者により入力を行い、WEBページを作成すること。
- ・WEBサイトの言語表記は日本語を基本とすること。

(3) コンテンツの作成

①業務内容

公社の指示に基づき、オンラインによる販路開拓に対する関心や導入意欲を高めるコンテンツを作成すること。

②留意事項

- (i) 別紙1に公社提供とあるモデル企業紹介動画や事例集等については、画像等の素材を公社が提供する。
- (ii) コンテンツの構成・内容については、受託者と公社が協議の上変更することがある。

(4) 動作環境の構築等

①業務内容

- (ア) 運用支援
- (イ) セキュリティ対策
- (ウ) SEO対策
- (エ) アクセス解析

②留意事項

(i) WEBサーバーについて

本委託業務に係るWEBコンテンツについては、公社が指定するWEBサーバー内に置くこと。サーバーは公社が用意するものとし、仕様については受託者と公社が協議の上決定する。

(ii) 運営支援について

サイト開設後、令和3年3月31日までの間、受託者は以下のとおり運営支援を行うこと。

- 1) 公社担当者の指示に基づき、コンテンツの変更（テキスト変更、画像差し替え、修正等）及び公開・停止作業を迅速に行い、WEBサーバーによる公開情報の更新を支援すること。
- 2) 原則として、CMSでコンテンツを作成・管理すること。
- 3) トピックス、お知らせ、既存ページの修正など、日常的な更新を行うこと。
- 4) 平日午前8時30分から午後6時までの依頼に対して速やかに対応できる体制であること。時間外の緊急依頼に対しても可能な限り迅速に対応すること。
- 5) 公社職員が情報更新可能なわかりやすい内容のマニュアルを作成すること。

(iii) セキュリティ対策について

- 1) データ改ざん防止等については十分考慮すること。
- 2) 本Webサイトは全ページ常時SSL化し、HTTPでアクセスがあった場合はHTTPSへリダイレクトすること。
- 3) セキュリティ対策費は、すべて本業務に含まれることとする。

(iv) SEO対策について

- 1) アクセス履歴の追跡調査及び分析（トラッキング）を行うとともに、検索エ

ンジン最適化（SEO）対策を講じること。

2) 検索エンジンの仕様変更などが発生した場合、変更後も正しくインデックスされる状態となるよう調整対応を行うこと。

(v) アクセス解析について

アクセス数を継続的に増やし Web サイトの CV 数アップにつながる課題を見つけるため、サイト訪問者の特性や行動を分析することが可能であること。

(VI) 契約終了時について

本委託業務の契約が終了した際には円滑な引継ぎができるように協力すること。

5 履行場所

公社が指定する場所

6 履行期限

契約締結の翌日から令和3年3月31日まで

(サイトは令和3年1月15日までに開設するものとし、履行期限内に全てのコンテンツを掲載するものとする。)

7 支払方法

契約期間終了後、契約相手方の適法な請求により、30日以内に指定口座に振り込む。

8 成果物の納品

下表に定める納入物件の1と2は、6に規定する契約期限までに納入すること。

3は、各回終了後1週間以内にメールで提出を行うこと。

項番	納入物件名	納品数・納入形態
1	WEB サイト ソース一式 (HTML, CSS 等)	電子媒体 2部 DVD-ROM 等のメディア媒体にて納品すること。
2	画面遷移設計書	電子媒体 1部 DVD-ROM 等のメディア媒体にて納品すること。 項番1の納入物件と同じ媒体で構わない。
3	打ち合わせ議事録	各回 紙1部 電子媒体1部

※本表に記載のないものであっても、業務の目的に照らして、当然に必要なものは納品すること。

9 所有権・著作権等の帰属

コンテンツ内の著作権については適法に処理を行ったものを使用し、すべての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）

を含む)を委託者に譲渡すること。受託者は委託者等に対し著作人格権の行使をしないものとする。国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。また、所有権等、一切の権利は委託者に帰属するものとする。なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

10 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 契約事項の遵守・守秘義務

(1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

(2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報又は機密情報は公社の保有個人情報でありその取扱いについては、別紙 2「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 3 に定めるところによる。

13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年都条例第 215 号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合のための確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検査証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 その他

(1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。

(2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。